

## レオパレス物件 配線むき出し

# 新たな建築基準法違反か

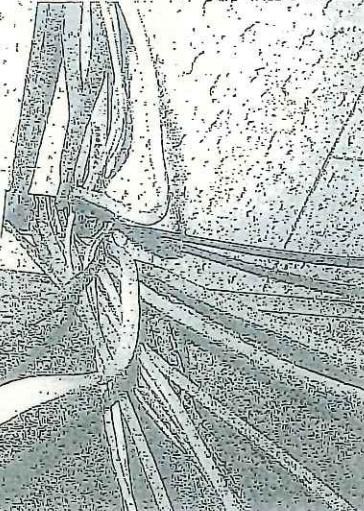
サブリース業界大手レオパレス21（東京都中野区）が開発・販売したアパートで、建物の床下や天井裏を通る電気や電話といった配線ケーブルがむき出しの状態であるなど、新たに建築基準法違反の疑いの物件があることが分かりました。物件のオーナーと1級建築士の調査で判明したもの。

（原千拓）

横浜市の石塚一雄さん（76）は2005年、妻の美家があった札幌市に同社のアパートを建てました。昨年、1級建築士に依頼し調査した結果、「1階と2階の間に通っている配線が、むき出しになっていた」といいます。他にな

も屋根裏に設置し延焼や音もれを防ぐ壁（界壁）に不備が見つかるなど、違法建築の疑いの指摘を受けました。

### ■「軽微な不備」



問題が見つかったレオパレスアパートの1階と2階の間の様子。配線が不燃材料に覆われておらず、むき出しになっています。パイプの周りは大きな隙間が空いています。

## 「火災時に延焼の危険性」

「軽微な不備」に含まれるのか、新たな施工不良の可能性があるのか同社に質問したところ、担当者は「現場を見ていないのでお答えはできない」と述べました。

### ■設計図通りに

「建築基準法違反の疑いがあります。火災になった際、焼けて火がケーブルにそって穴を通り上下や隣の部屋に延焼しやすくなります」と指摘します。

建築基準法施行令では電気や電話線などの配線ケーブルは、上下や隣部屋の貫通部を含め、耐火性の被膜で覆ったり、銛管や硬質塗化ビニールパイプに通したりするなど国が認める材料を使用しなけれ

ばいけません。それらを天井下、床下、壁から1㍍まで施工する必要があります。

同社は10日、全物件約3万9千棟の調査の進み具合をホームページに掲載。不備のある物件が3月末の時点では計1万4509棟に上ったことを公表しました。そのうち界壁がないなどが合計7085棟。残りの7514棟は「軽微な不備」と説明しています。

配線ケーブルの施工不良が

同社のアパート所有者について、「レオオーナー会」の前田和彦代表は「ほかにも外壁内側に石こうボードが張られていらないなど、当初の設計図通りに施工されていない物件もある。準耐火構造の基準は各自治体によって異なるがオーナーたちは設計図面を基にした建築費用を支払っている。

設計図通りしっかりと施工してもらいたい」と話します。

△ 欠陥住宅被害闘争連絡協議会（弁護士の志水美美代表）は、「被害者側の立場に立って請的な助言を受けられる相談窓口が必要だ」とし、20日にオーナー向けの「レオパレス21欠陥住宅1~10番」を行います。欠陥住宅の被害は建築士が受け付け、法律や効率活動に携わる弁護士または建築問題などの相談に対応します。時間は午前10時から午後2時。電話番号は03-(3241)-8110。

サブリース契約 大手不動産会社などが、賃貸住宅を土地所有者であるオーナーに建てさせたうえ、括して借り上げ、長期にわたって家賃収入を保証することをうたった賃貸借契約。サブリース契約をめぐっては、「30年家賃保証」などと勧説し、オーナーに多額の建設費を負わせる一方、契約して数年で家賃払いを減額・停止するなどのトラブルが多発しています。